

第一部 証券情報

第 1 募集要項

1. 新規発行債券（3年債）

銘 柄	第 59 回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金 6,000 百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金 6,000,180,000 円
各債券の金額	1,000 万円	申込期間	令和元年 12 月 6 日
発行価格	各債券の金額 100 円につき 金 100 円 00 銭 3 厘	申込証拠金	各債券の金額 100 円につき金 100 円 00 銭 3 厘とし、払込期日に払込金に振替充当する。 申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年 0.001 パーセント	払込期日	令和元年 12 月 20 日
利払日	毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	令和 4 年 12 月 20 日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年 6 月 20 日及び 12 月 20 日の 2 回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2) 償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額 100 円につき金 100 円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本債券の元金は、令和 4 年 12 月 20 日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担 保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

<p>摘 要</p>	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を令和元年12月6日付で取得している。</p> <p>R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。</p> <p>利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>R&I：電話番号 03-6273-7471</p> <p>2. 募集の受託会社</p> <p>(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和元年12月6日付第59回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。</p> <p>3. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1)当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されるとき。</p> <p>(2)当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができなるとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3)当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。</p> <p>(4)法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法</p> <p>(1)当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p>
------------	--

<p>摘 要</p>	<p>6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。 (2) 債権者集会は、東京都において行う。 (3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。 (4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。 (5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。 (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。 (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。 (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき (9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。 (10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるとする。 (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。 (12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。 (2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況をj知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	--

2. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（3年債）

	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
債券の引受	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	百万円 2,400	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金17.5銭とする。
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,800	
	野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,800	
	計		百万円 6,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務 受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

3. 新規発行債券（10年債）

銘柄	第60回 独立行政法人福祉医療機構債券	債券の総額	金10,000百万円
社債、株式等の振替に関する法律の適用	本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。	発行価額の総額	金10,000百万円
各債券の金額	1,000万円	申込期間	令和元年12月6日
発行価格	各債券の金額100円につき 金100円	申込証拠金	各債券の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には、利息をつけない。
利率	年0.140パーセント	払込期日	令和元年12月20日
利払日	毎年6月20日及び12月20日	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
償還期限	令和11年12月20日	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、毎年6月20日及び12月20日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。</p> <p>(2)償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。</p> <p>(3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4)償還期日後は、利息をつけない。</p>		
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各債券の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1)本債券の元金は、令和11年12月20日にその総額を償還する。</p> <p>(2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3)本債券の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p>		
担保	本債券の債権者は、機構法の定めるところにより、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当条項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当条項なし	

<p>摘 要</p>	<p>1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付本債券について、当機構は株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）からAAの信用格付を令和元年12月6日付で取得している。</p> <p>R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。</p> <p>R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。</p> <p>利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。</p> <p>本債券の申込期間中に本債券に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。</p> <p>R&I：電話番号 03-6273-7471</p> <p>2. 募集の受託会社</p> <p>(1)本債券に関する募集の受託会社（以下「募集の受託会社」という。）は、株式会社みずほ銀行とする。</p> <p>(2)募集の受託会社は、本債券の債権者のために本債券に基づく支払の弁済を受け、又は本債券の債権者の権利の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する。</p> <p>(3)募集の受託会社は、法令、本債券の発行要項（以下「本要項」という。）並びに当機構及び募集の受託会社との間の令和元年12月6日付第60回独立行政法人福祉医療機構債券募集委託契約証書に定める事務を行う。</p> <p>3. 期限の利益喪失に関する特約</p> <p>当機構は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本債券について期限の利益を失う。</p> <p>(1)当機構が別記「利息支払の方法」欄第1項又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されるとき。</p> <p>(2)当機構が発行する本債券以外の債券又はその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来したにもかかわらず5営業日以内にその弁済をすることができなるとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りでない。</p> <p>(3)当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1箇月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。</p> <p>(4)法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、破産手続、株式会社における更生手続、特別清算手続その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。</p> <p>4. 期限の利益喪失の公告</p> <p>前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、募集の受託会社はその旨を本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>5. 公告の方法</p> <p>(1)当機構は、本債券に関し、本債券の債権者の利害に関係を有する事項であって、募集の受託会社が債権者にこれを通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。</p> <p>(2)本債券につき公告の必要が生じた場合は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各1種以上の新聞紙にこれを掲載することにより行う。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。</p>
------------	--

<p>摘 要</p>	<p>6. 債券原簿の公示 当機構は、当機構本部内に債券原簿を据え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。</p> <p>7. 本債券の債権者集会 (1) 本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債券の債権者の利害に重大な影響を及ぼす事項について決議をすることができる。</p> <p>(2) 債権者集会は、東京都において行う。</p> <p>(3) 債権者集会は、当機構又は募集の受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに、債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。</p> <p>(4) 本債券総額（償還済みの額を除く。また、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債券を有する債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を募集の受託会社に提出して、債権者集会の招集を請求することができる。</p> <p>(5) 本債券の債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。</p> <p>(6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。</p> <p>(7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債券の債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。</p> <p>(8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。 ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は本要項の定め違反するとき ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき ③決議が著しく不公正であるとき ④決議が本債券の債権者の一般の利益に反するとき</p> <p>(9) 本債券の債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債券の債権者は、募集の受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。</p> <p>(10) 債権者集会の決議は、本債券を有するすべての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は募集の受託会社があたるとする。</p> <p>(11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と募集の受託会社が協議して定め、本欄第5項(2)の定める方法により公告する。</p> <p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は、当機構の負担とする。</p> <p>8. 募集の受託会社への事業概況等の通知・報告義務 (1) 当機構は、毎年、事業の概況、決算の概況等が記載された書類を募集の受託会社に提出する。</p> <p>(2) 募集の受託会社は、本債券の債権者の利益保護のために必要と認める場合は、法令、契約又は当機構の内部規則その他の定め反しない範囲において、当機構に対し、業務、財産状況をj知るために必要な書類の提出を請求することができる。</p> <p>9. 募入方法 応募超過の場合は、引受並びに募集の取扱会社の事務幹事会社が適宜募入額を定める。</p>
------------	--

4. 債券の引受け及び債券発行事務の委託（10年債）

債券の引受	引受人の氏名又は名称	住 所	引受金額	引受けの条件
	みずほ証券株式会社 大和証券株式会社 野村証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 東京都中央区日本橋一丁目9番1号	百万円 4,000 3,000 3,000	1. 引受人は、本債券の全額につき、共同して引受並びに募集の取扱を行い、応募額がその全額に達しない場合には、その残額を引受ける。 2. 本債券の引受手数料は各債券の金額100円につき金30銭とする。
	計		百万円 10,000	
債券発行事務の受託	債券発行事務受託会社の名称	住 所		
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号		

5. 本債券の発行により調達する資金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
16,000,180,000円	48,542,000円	15,951,638,000円

(注) 上記金額は、第59回独立行政法人福祉医療機構債券及び第60回独立行政法人福祉医療機構債券の合計金額です。

(2) 手取金の使途

上記の手取概算額15,951,638,000円は、機構法第12条第1項第1号、第5号及び第6号に定める福祉貸付事業、第2号及び第3号に定める医療貸付事業（一般勘定 概算額9,964,519,000円）並びに第12号に定める年金担保貸付事業（年金担保貸付勘定 概算額5,987,119,000円）の貸付原資に令和元年12月下旬に充当する予定です。

第二部 参照情報

1. 参照書類

当機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成 30 年度決算」(令和元年 11 月 21 日)

2. 参照書類の補完情報

(1) 変更及び追加事項

本説明書証券情報の部と一体をなす説明書発行者情報の部について、その作成日(令和元年 11 月 21 日)以後、本説明書証券情報の部の作成日(令和元年 12 月 6 日)までの間に変更及び追加事項が生じております。以下においては、当該変更及び追加事項を含む内容を記載しており、当該変更及び追加事項は下線で示しております。

第 1 発行者の概況

2. 沿革等

昭和	29 年	社会福祉事業振興会設立、福祉貸付事業開始
	35 年	医療金融公庫設立、医療貸付事業開始
	36 年	退職手当共済事業開始(社会福祉事業振興会)
	40 年	大阪支店を開設し、貸付業務開始(医療金融公庫)
	45 年	心身障害者扶養保険事業開始(社会福祉事業振興会)
	58 年	臨時行政調査会が「行政改革に関する第 5 次答申—最終答申—」のなかで社会福祉事業振興会と医療金融公庫の統合を提言
	59 年	社会福祉・医療事業団法公布
	60 年	社会福祉・医療事業団発足(1 月 1 日) 貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業等を承継 経営診断・指導事業を開始
平成	元年	長寿社会福祉基金事業(現 社会福祉振興助成事業)として助成及び調査研究等事業開始※ ¹ 経営診断・指導事業として開業医承継支援事業開始※ ²
	2 年	福祉・保健情報サービス事業開始
	13 年	年金福祉事業団の解散に伴い、年金担保貸付事業を開始
	14 年	独立行政法人福祉医療機構法公布
	15 年	独立行政法人福祉医療機構発足(社会福祉・医療事業団解散)(10 月 1 日)
	16 年	労働福祉事業団の解散に伴い、労災年金担保貸付事業を開始
	18 年	年金資金運用基金の解散に伴い、承継年金住宅融資等債権管理回収業務、承継教育資金貸付けあっせん業務を開始※ ³
	31 年	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の成立に伴い、一時金支払等業務を開始
令和	元年	<u>ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律の成立に伴い、補償金支払等業務を開始</u>

3. 事業の内容

(1) 当機構の設立の目的及び経緯について

当機構は、機構法に基づき設立された独立行政法人です。

当機構は、社会福祉事業振興会(昭和 29 年、社会福祉法人に対し社会福祉事業施設の経営に必要な資金を融通し、その他社会福祉事業に関し必要な助成を行い、もって社会福祉事業の振興を図ることを目的として設立)と、医療金融公庫(昭和 35 年、国民の健康な生活を確保するに足りる医療の適正な普及向上に資するため、私立の病院、診療所等の設置及びその機能の向上に必要な長期かつ低利の資金であって一般の金融機

関が融通することを困難とするものを融通することを目的として設立) が昭和 60 年 1 月に統合された社会福祉・医療事業団の業務を承継する独立行政法人として、平成 15 年 10 月 1 日に設立されました。

当機構の目的は、機構法第 3 条に基づき、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることとされております。また、当機構は上記の他、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付を行うことを目的としております。

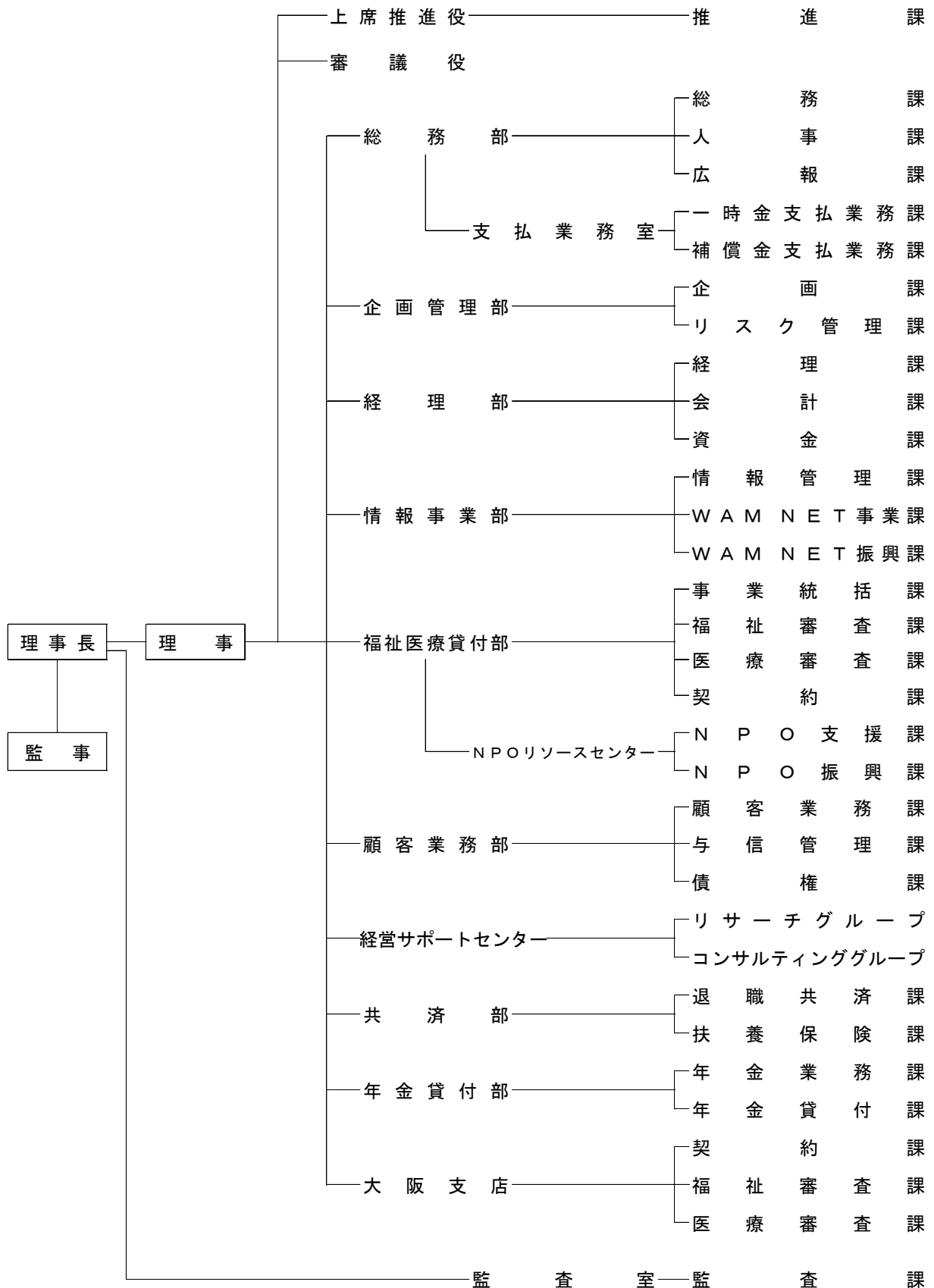
このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤作り等、国の施策※と連携し多岐にわたる事業を展開しております。

なお、業務の特例として、機構法附則第 5 条の 2 に基づき、従来、年金資金運用基金が実施していた年金住宅融資等債権の管理・回収業務を平成 18 年 4 月 1 日より承継して行うとともに、同法附則第 5 条の 3 に基づき、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律による一時金支払等業務を平成 31 年 4 月 24 日より、同法附則第 5 条の 5 に基づき、ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律による補償金支払等業務を令和元年 11 月 22 日より行っております。

※ 事業内容の詳細については説明書発行者情報の部 5～7 ページをご参照ください。

(4) 組織図 (令和元年11月22日現在)

独立行政法人福祉医療機構の組織 (令和元年11月22日)



(7) 当機構の業務内容について

⑧ 補償金支払等勘定※（補償金支払等業務）

補償金支払等業務は、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）第 26 条の規定により、厚生労働大臣より同法に基づく補償金の支払に関する事務の委託を受け、実施しているものです。

なお、補償金の支払及び補償金支払等業務に要する費用に充てるため、ハンセン病元患者家族補償金支払基金を設ける予定です。

※勘定の名称及び基金の設置時期については、現在調整中です。

(8) 当機構における損益構造と運営費交付金等について

⑧ 補償金支払等勘定※

補償金支払等勘定は、補償金の支払及び補償金支払等業務に要する費用に充てるため、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第 55 号）に基づき、必要な政府交付金を受け入れる予定です。

※勘定の名称及び政府交付金の受入時期については、現在調整中です。

(11) 特殊法人改革について

当機構は、特殊法人等改革基本法（平成 13 年法律第 58 号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成 13 年 12 月 19 日閣議決定）に基づき、社会福祉・医療事業団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第 2 条により、機構の成立の時に解散した事業団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しております。

※ 独立行政法人について

独立行政法人とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人であると定義されております（通則法第 2 条第 1 項、中央省庁等改革基本法第 36 条）。

(ア) 独立行政法人制度と特殊法人制度の比較

項目	独立行政法人制度（中期目標管理法）	特殊法人制度
設立根拠	・独立行政法人通則法 ・個別法	・個別法
業務運営	・国が示した中期目標に対応した中期計画に基づき業務運営を行い、国の一般的関与はなし	・毎年度の予算・業務計画に基づき国の一般的指導監督を受けつつ業務運営
目標管理	・主務大臣が中期目標（3～5年）を付与	・各法人が主体的に実施
業績評価	・主務大臣が評価を実施・評価結果を組織・運営に反映し改善	・各法人が主体的に実施
職員の身分	・国家公務員又は非国家公務員	・非国家公務員
情報公開	・同右 ・通則法で財務に限らず、組織・業務全般にわたり 情報公開を義務づけ	・独立行政法人等情報公開法で、情報公開を義務づけ
業務見直し	・中期計画終了ごとに業務継続の必要性、組織形態のあり方等について見直し	・各法人が主体的に実施
会計基準	・独立行政法人会計基準による	・特殊法人等会計処理基準による
財務諸表体系	・貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書	・財産目録、貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書、附属明細書、事業報告書
監査制度	・監事監査が義務づけられているだけでなく、一定の規模の法人は会計監査人監査も義務づけられている	・監事監査は義務づけられているが、会計監査人監査は任意

(イ) 独立行政法人福祉医療機構と社会福祉・医療事業団との比較

法人の名称	独立行政法人福祉医療機構	社会福祉・医療事業団
法人の目的	福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする。また、新たに年金担保貸付及び労災担保貸付を規定した	社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ることを目的とする
業務の範囲 (法制面)	右に掲げるもののほか、福祉保健医療情報サービス (WAM NET) 事業、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業、承継年金住宅融資等債権管理回収業務、一時金支払等業務及び補償金支払等業務	福祉貸付事業、医療貸付事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、基金事業 (現：社会福祉振興助成事業)、経営診断・指導事業 (現：経営サポート事業)
役員	理事長 1 人、理事 4 人以内、監事 2 人以内	理事長 1 人、副理事長 1 人、常勤理事 4 人以内、非常勤理事 2 人以内、監事 2 人以内
評議員会	法定せず	理事長の諮問に応じ、重要事項を審議する機関として規定
区分経理	8 勘定 (一般、共済、保険、年金、労災年金、債権管理回収、一時金支払等、補償金支払等※)	3 勘定 (一般、基金、年金) 3 経理 (一般、共済、保険)
財源措置	運営費交付金、政府交付金、利子補給金、給付費補助金、助成費補助金	国庫補助金、政府交付金
債券発行	右に掲げるもののほか、貸付債権の証券化の規定を整備	財投機関債、政府保証債が発行可能
大臣の関与	業務方法書の大員認可等のほか、緊急時の要求のみ	一般的監督権限あり

※勘定の名称については現在調整中です。

第 2 事業の状況

1. 業績等の概要

(8) 補償金支払等勘定※

補償金支払等勘定は、機構法附則第 5 条の 5 第 1 項に基づき、令和元年 11 月 22 日より補償金支払等業務が開始されたことに伴い、同日より設置しております。

※勘定の名称については現在調整中です。

第 5 経理の状況

2. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

当機構では、機構法第 15 条及び機構法附則第 5 条の 2 第 5 項に基づき、以下に係る業務を区分して経理しております。

- ① 福祉貸付事業に関する業務、医療貸付事業に関する業務、社会福祉事業施設の設置者等又は病院等の開設者に対する経営診断・指導事業に関する業務、福祉保健医療情報サービス事業に関する業務、社会福祉振興事業者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務及びこれらに附帯する業務 (一般勘定)
- ② 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当金の支給に関する業務及びこれに附帯する業務 (共済勘定)
- ③ 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務及びこれに附帯する業務 (保険勘定)

- ④ 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う業務及びこれに附帯する業務（年金担保貸付勘定）
- ⑤ 労働者災害補償保険法に基づく年金たる給付の受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う業務及びこれに附帯する業務（労災年金担保貸付勘定）
- ⑥ 年金住宅融資等債権の管理・回収を行う業務及びこれに附帯する業務（承継債権管理回収勘定）
- ⑦ 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく、一時金等の支払及びこれに附帯する業務（一時金支払等勘定）
- ⑧ ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく、補償金の支払及びこれに附帯する業務（補償金支払等勘定※）

※勘定の名称については、現在調整中です。

（2） 中期目標、中期計画の変更

補償金支払等業務の開始に伴い、令和元年6月7日に厚生労働大臣より指示を受けました「独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）」について、今後厚生労働大臣より変更の指示がある予定です。また、中期目標について変更の指示があった場合には、令和元年6月28日に厚生労働大臣より認可を受けました「独立行政法人福祉医療機構中期計画」について、変更の認可申請を行う予定です。

（3） 年度計画の策定について

当機構は、通則法第31条第1項の規定に基づき、令和元年度計画を定めております。内容は以下のとおりです。なお、厚生労働大臣より「独立行政法人福祉医療機構中期計画」の変更の認可を受けた後、令和元年度計画について変更の届出を行う予定です。

3. 参照書類を縦覧に供している場所

独立行政法人福祉医療機構

（東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル9階）

なお、当機構ホームページにも掲載されております。

○当機構ホームページ

<https://www.wam.go.jp/hp/>